

高齢者虐待の早期発見と防止を

近年、高齢者が家族などの身近な介護者から暴力を受ける「高齢者虐待」が増加し、社会問題となっています。市内でも、地域包括支援センターに寄せられた昨年1年間の高齢者虐待の相談件数は、約400件となり深刻化しています。市では平成18年4月の「高齢者虐待防止法」施行に伴い、「海老名市高齢者虐待対策地域連絡会」を設置、増え続ける高齢者虐待の早期発見や防止啓発、虐待を受けている高齢者とその家族への支援などを行っています。

◇虐待の自覚がない場合も

高齢者虐待は、介護者の疲れやストレス、経済事情、人間関係など、さまざまな問題が絡み合っており、虐待の形態は、殴る・蹴るなどの暴力(身体的虐待)のほか、暴言や無視(心理的虐待)、食事や入浴など必要な世話をしない、必要な治療を受けさせない(介護・世話の放棄・放任)、同意のない性的接触や嫌がらせ(性的虐待)、勝手に高齢者の預貯金等を使う(経済的虐待)などです(表1)。

◇介護は家族みんなで協力

なお皆さんの地域で「大声で高齢者を怒鳴りつける声がかかる」、夜になっても明かりがつかないなど、様子がおかしいと感じた場合は、市または最寄りの地域包括支援センターへご連絡ください(表2)。

◇高齢者自身も自立を目指して

豊かな老後には、趣味・地域活動など生きがいを見つけ、日ごろからいろいろな人と会話する機会を持つことが大切です。自分でできることは自分で行い、自立した生活を目指してください。

◇存知ですか「成年後見制度」

判断能力が十分でない成年後見制度は、認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由で、本人の判断能力が十分でない方の財産や権利を保護し、支援するための制度です。具体的には、家庭裁判所が選任した成年後見人が、判断能力が十分でない方の代理人となり、不動産や預貯金など財産の管理・処分、介護サービスや施設の入所契約などを行う際に、本人の利益を考えながら契約などの法律行為をしたり、本人がした不利益な法律行為を後から取り消したりします。

表2 高齢者虐待相談窓口一覧

相談窓口	電話番号	受付曜日・時間	地区
市高齢介護課 高齢者支援係	235-4951	月～金 8時30分～17時15分	市内全域
海老名東地域包括支援センター(東柏ケ谷3-5-1ウエルストーン相模野102号)	292-1411	月～金 8時30分～17時	柏ケ谷、東柏ケ谷、望地
海老名北地域包括支援センター(上今泉4-8-28 えびな北高齢者施設内)	231-6061		上郷、下今泉、上今泉
海老名中央地域包括支援センター(河原口1519 海老名メディカルサポートセンター内)	234-2973		勝瀬、中央、国分南、国分北
さつき町地域包括支援センター(さつき町41 海老名市医療センター内)	234-7226		中新田、さつき町、河原口、社家
国分寺台地域包括支援センター(国分寺台2-10-23 国分寺台ケアセンター内)	233-8881	月～金 8時30分～17時15分	大谷、大谷北、大谷南、国分寺台、浜田町
海老名南地域包括支援センター(杉久保南3-31-6 えびな南高齢者施設内)	238-7691		中河内、中野、今里、上河内、杉久保南、杉久保北、本郷、門沢橋
海老名市社会福祉協議会(上郷474-1 総合福祉会館内)	235-0220	市内全域	※ 精神保健相談および認知症相談(予約制) 13時30分～16時
厚木保健福祉事務所(厚木市水引2-3-1)	224-1111	月～金 8時30分～17時15分	

地域包括支援センターとは

地域包括支援センターでは、ケアマネジャー(主任介護支援専門員)や社会福祉士・保健師などが中心となり、「チーム」として連携をとりながら、総合的に高齢者の皆さんを支援します。

自立して生活できるように

要支援1・2と認定された方は、介護保険の介護予防サービスを利用できます。また、自立した生活ができていない方でも、支援や介護が必要となる恐れの高い方などは、市が行う介護予防事業を利用できます。

皆さんの権利を守ります

高齢の方が安心して生き生きと暮らすために、皆さんの持つさまざまな権利を守ります。虐待の早期発見や、成年後見制度の紹介、消費者被害の相談などを行います。

暮らしやすい地域づくりを

ケアマネジャーの指導や支援のほか、さまざまな機関とのネットワークにより、高齢者の皆さんにとって、より暮らしやすい地域づくりを行います。

何でもご相談ください

高齢者の皆さんやその家族、近隣に暮らす方の介護に関する相談以外にも、健康や福祉・医療、生活に関することなど、何でもご相談ください。

12月3日～9日は「障がい者週間」

障がい者の社会参加にご理解とご協力を

毎年12月3日～9日は「障がい者週間」です。これは、皆さんに広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会・経済・文化に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。

市でも、この期間を中心に、さまざまな意識啓発の取り組みを行っています。ぜひ皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

◆地域で働いています◆
市内の障がい者支援施設などで働く方は、日用雑貨や自主製品、食品などを製作・販売したり、施設の外で作業を行ったりしています。

◆手話通訳者・要約筆記員を派遣◆
公的機関や医療機関などで説明を聞く際に、手話通訳者または要約筆記員を派遣します。

◆点字ブロック◆
歩道などで見られる点字ブロックは、視覚障がいのある方が安全に歩行できるように設置しているものです。

◆障がい者手帳(身体・療育・精神)をお持ちの方◆
15人(定員を超えた場合は抽選) 12月3日(金)～24日(月)に電話または直接、障がい福祉課(☎235-4812)へ。

◆障がい者週間◆
12月3日(金)～9日(木) 市内在住の障がい者(身体・療育・精神)をお持ちの方、15人(定員を超えた場合は抽選) 12月3日(金)～24日(月)に電話または直接、障がい福祉課(☎235-4812)へ。

市では、10月25日(日)～29日(木)の間、「障がい者就労チャレンジ事業」を実施しました。



これは、障がいのある方が市役所内での就労体験を通して、働くことへの意欲と技能・技術の向上につなげてもらえるよう、今年度から始めた事業です。

参加した障がい者は、コピー用紙の補給、書類の封かん、シール張りなどの業務を体験。職員からは、「障がいの理解を深めることにつな

がった、「わかりやすく丁寧な説明や言葉掛けが、日常業務の中でも活かされるのではないかと感じた」などの意見がありました。

◆手話通訳者を設置◆
市役所では、手話通訳者を設置しています。相談や手続きをする際に利用ください。

◆生活教室◆
こころの病を持つ市内在住の方を対象にした教室を開きます。規則正しい生活や対人関係を身に付け、楽しみながら自信回復を図ります。

生活教室日程 毎月第2・4火曜日 9:30～11:30
会場:市役所附属棟会議室ほか

月日	内容
12/14	カレンダー作り(絵手紙)
12/21	クリスマス会(音楽演奏)&調理実習
1/11	初詣(寒川神社)
1/25	コース
2/8	押し花
2/22	施設見学(グループホーム・地域活動支援センター)茅ヶ崎市
3/8	ハイキング(会場未定)
3/22	ミーティング

◆ともひびポスター・絵本コンテスト作品展示◆
神奈川県社会福祉協議会では、福祉への理解・関心を深めるため、「みんながともに生きるまち」をテーマに、市内小・中学生および高校生から、ポスターおよび絵本を募集しました。応募された作品のうち、入賞した作品を展示します。

◆海老名市社会福祉協議会◆
〒235-0220